

# 高槻市運送事業者物価高騰対策支援金 《申請の手引き》

【申請期間】

令和4年11月30日（水）～ 令和5年1月31日（火）必着

ホームページはこちら→



令和4年11月25日（第1版）

高槻市 街にぎわい部 産業振興課

# 実施概要

## 趣旨

原油価格や物価の高騰により経営に影響を受けながらも、事業の継続に努める貨物運送事業者に対し、市独自の支援金を支給することで、地域経済を支援することを目的とします。

## 対象者

### 次のすべてに該当する事業者

- ・中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者、または令和3年度高槻市事業者応援緊急給付金の受給者（詳しくは2ページ）
- ・令和4年11月30日までに貨物自動車運送の事業を開始し、市内に事業所があること（詳しくは3ページ）
- ・受給後も事業継続の意思を有すること

## 支援額

基本支援額	法人	100,000円
	個人事業主	50,000円

+

追加支援額	普通トラック・牽引車等	4万円/台
	軽・小型トラック等	2万円/台

※一事業者1回限り

## 申請方法

① **高槻市よりご案内の通知を受け取られた方（11月1日時点で市内の事業所において一般貨物自動車運送事業の登録の確認ができた事業者）**

⇒案内に同封の申請書に必要事項を記載し、**郵送で提出**してください。  
申請書の記入方法は5～8ページへ

② **①以外の方（貨物軽自動車運送事業のみを扱う事業者、11月2日以降に開業した新規事業者 など）**

⇒次ページ以降の条件等を確認し、高槻市ホームページより申請書をダウンロードのうえ、**郵送で提出**してください。（ホームページ検索ID：072978）

## 対象者条件 その①

# 中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者、または令和3年度高槻市事業者 応援緊急給付金の受給者

### 中小企業信用保険法第2条とは？

右記表に基づく事業者（貨物運送業）

#### 【法人】

資本金 **3億円**以下 または  
常時雇用する従業員が **300人**以下

#### 【NPO法人】

常時雇用する従業員が **300人**以下

#### 【個人事業主】

税務署に開業届を提出していること

**ここが  
ポイント**

**この条件に加え、次ページの  
対象者条件②もあてはまること**

【中小企業信用保険法における中小企業者】

区分	業種等	範囲
会社	製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下 または 従業員が300人以下
	小売業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下 または 従業員が50人以下
	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下 または 従業員が100人以下
	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下 または 従業員が100人以下
	ソフトウェア業 又は情報処理 サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下 または 従業員が300人以下
	旅館業	資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下 または 従業員が200人以下
医業を主たる事業とする法人	医業	従業員300人以下
特定非営利活動法人	小売業を主たる 事業とする場合	従業員50人以下
	卸売業又はサー ビス業を主たる 事業とする場合	従業員100人以下
	その他	従業員300人以下
個人事業主	-	(個人の開業医、診療所等を含む)
その他、中小企業信用保険法第2条第1項各号に規定する中小企業者（協同組合等）		

※農業、林業（素材生産産業等は対象）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業等は対象） は対象外

## 対象者条件 その②

令和4年11月30日までに貨物自動車運送の事業を開始し、市内に事業所があること

### 貨物自動車運送事業とは？

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づく一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業または貨物軽自動車運送事業を営む者

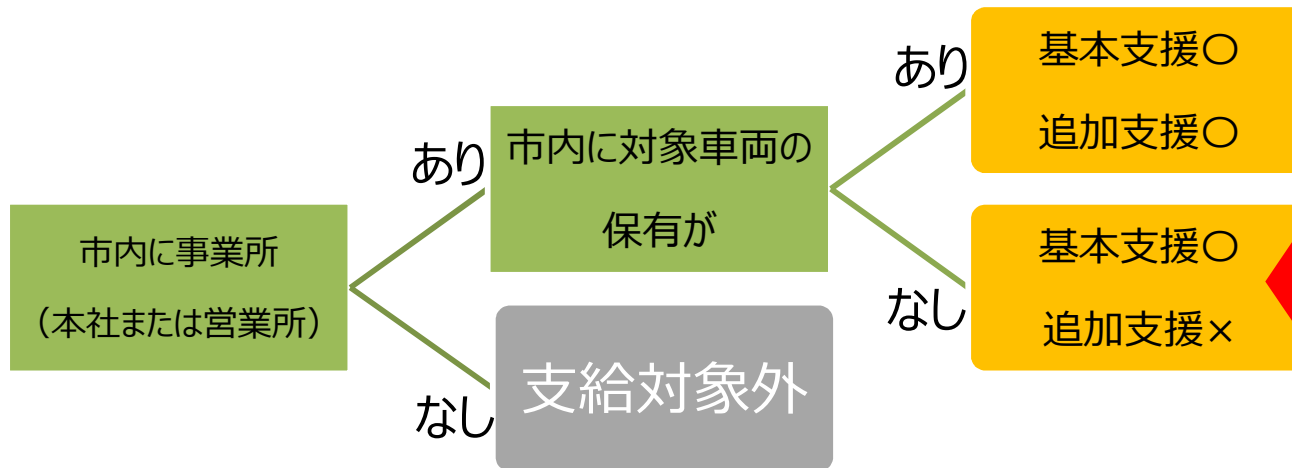
ここが  
ポイント

11月30日までに左の法律に基づく手続きを済ませていること！

### 対象の事業所と車両について

※対象車両については次ページ

ここが  
ポイント



例：本社が高槻市内にあるが車両を保有しておらず、他市の営業所で車両を保有している場合は基本支援のみの給付となります。

## 対象車両について

道路運送車両法に基づき、運輸局に提出しているものに準じます。

区分		普通自動車	小型自動車			軽自動車	
構造	車輪	4輪以上	4輪以上	3輪	2輪	3輪以上	2輪
	長さ(m) 幅(m) 高さ(m)	小型自動車より 大きいもの	4.7以下 1.7以下 2.0以下	3輪の軽自 動車より大 きいもの	2輪の軽自 動車より大 きいもの	3.4以下 1.48以下 2.0以下	2.5以下 1.3以下 2.0以下
	エンジンの 総排気量(cc)※	同上	660をこえ 2,000以下	660を こえる	250を こえる	660以下	125をこえ 250以下
追加支援額		4万円/台	2万円/台				

※ディーゼルエンジンの場合は排気量の適用なし。

※牽引車（トラクター）、については「普通自動車」として計上します。

※被牽引車（トレーラー）については計上できません。

ここが  
ポイント

下記車両は**対象外**です。

大型特殊自動車（ロードローラー、ブルドーザー）

小型特殊自動車（農耕トラクター、フォークリフトなど）

原動機付自転車（ミニバイク、バイク）

対象となる車両は令和4年11月1日時点  
です。

普通および小型自動車の台数は運輸局にて  
確認済みです。（変更はできません）

11月2日以降開業の申請者は、申請日  
時点の保有台数とします。

# 申請書の記載方法 その①表面

高槻市より支援金のご案内の通知を受け取られた方で、申請書右上に「**運送3**」とあるもの

## ここがポイント

【普通・牽引車および小型自動車】  
台数は運輸局にて確認済みです。  
(変更はできません)  
⇒車検証等の添付は不要

【軽自動車】※**該当の方のみ** 詳細は9ページ  
添付書類の貨物軽自動車運送事業経営届出書の台数を超えての申請はできません。  
⇒申請台数分の軽自動車の車検証または軽自動車届出済証の写し必須

## ここがポイント

【**該当の方のみ**】詳細は9ページ  
上段1「交付申請額」の軽自動車台数と合うように資料を添付してください。

記入例

運送3

999999

この文書は令和4年11月1日現在、高槻市内の事業所について貨物運送業の認可を取得されている事業者様にお送りしています。支援金の支給を希望される場合は  
受付期間：令和4年11月30日(水)

様式第1-1号(第4条関係)

### 高槻市運送事業者物価高騰対策支援金交付申請書

令和 年 月 日

→ **全員記入・押印**

→ **該当する方のみ記入**

修正あれば同封のご案内の裏面を参考に加筆・必要書類を添付してください。

申請者 高槻市桃園町〇〇-〇 株式会社高槻運送  
代表者 高槻 太郎

の生年月日(西暦) 年 月 日

この例では  
①200,000円+②0円+③20,000円+④100,000円

320,000 円

1 交付申請額 (詳細は表面下部【参考：車両区分について】に記載)

車両区分	普通・牽引車 (4万円/台)	小型自動車 (2万円/台)	軽自動車 (2万円/台)	基本支援額
台数	5台	0台	1台	
支援金	① 200,000円	② 0円	③ 20,000円	④ 100,000円

※令和4年11月1日時点で登録されている台数は印字済み(添付資料は不要)

2 申請者情報

法人番号(法人のみ)	9999-99-99999999	開業年月日	H20年4月1日
資本金(法人のみ)	10,000,000円	従業員数	100人
ご担当者名(カタカナ)	総務課 ヤマダ	電話番号	072-000-0000

3 支援金振込先 (いずれか1つにチェックを入れてください)

①令和3年度と同じ口座(高槻銀行)に振り込んでください。(裏面記入不要)

②令和3年度と同じ口座(高槻銀行)に振り込んでください。(裏面に振込先口座を記入・貼付してください)

①または②のどちらかに、してください。

4 添付資料

(1) 貨物軽自動車運送事業経営届出書(控)(1交付申請額の内訳で、軽自動車の台数を記入した場合のみ)

(2) 軽自動車の車検証の写しまたは軽自動車届出済証の写し【台数分】(1交付申請額の内訳で、軽自動車の台数を記入した場合のみ)

(3) 通帳等の写し(3支援金振込先で②を選択した場合のみ)

(市処理欄) ※記入しないでください。

確認	バ登録	変更内容	住・名・番 口座・他	入力 済	不備箇所	印・口座・他	連絡日	/	不在・不通	完了
----	-----	------	---------------	---------	------	--------	-----	---	-------	----

# 申請書の記載方法 その①裏面

ここが  
ポイント

上部に記載の口座と相違ないもので  
通帳の表紙をめくった最初のページを  
貼付してください。  
振込エラー防止のため、必ず確認して  
ください。

## 【申請書送付先】

〒569-0067  
高槻市桃園町2-1

高槻市 街にぎわい部 産業振興課  
運送事業者支援担当

【振込口座を変更する方】

令和4年度 振込先口座										
金融機関名	支店名			分類	口座番号 (右詰めでお書きください)					
1.銀行 2.信用金庫 3.( )	本・支店 本・支店 出張所			1 普通 2 当座 3 その他						
金融機関 コード				支店 コード						
口座名義 (カタカナ)										

※ 口座名義が法人名または代表者名と異なる場合は、以下の欄に代表者が署名・押印（認印）してください。

上記口座に振り込むことを承諾します。 (代表者役職・氏名)

↓ 口座を変更する方は、必ず通帳等の写しを貼付してください。

※通帳等のコピー貼り付け欄 (通帳は、表紙をめくった最初のページをコピーし貼り付けてください)

【振込口座を変更する方のみ】  
こちらを必ず貼付！！

貼付欄

貼付書類：通帳等の写し (令和3年度に給付を受けた方で、口座を変更しない方は貼付不要)

## 誓約事項

- 高槻市運送事業者物価高騰対策支援金交付要綱を遵守します。
- 申請日現在、高槻市内で事業を継続して行っており、今後も事業継続を図ります。
- 令和4年11月30日までに、市内で運送業を営むために必要な許可または届出を行っています。
- 申請台数は、令和4年11月1日現在（11月2日以降の新規事業者は申請日時点）で運輸局に登録されている台数です。その他当該申請書に記載の申請内容に偽りはありません。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等（以下「代表者等」という。）が、高槻市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 上記5のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにそのことを市に届必要となった場合には、高槻市が求める必要な情報及び資料（法人の役員名、及び要綱第9条並びに第10条に基づき、支援金の返還が必要なこと高槻市に提出した資料等を、市が大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴取します。）を提出し、意見に基づき返還を行います。
- 調査等の結果、上記5のいずれかに該当することが判明した場合は、要綱第9条及び要綱第9条並びに第10条に基づき、支援金の返還が必要なこと高槻市に提出した資料等を、市が大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴取します。）を提出し、意見に基づき返還を行います。
- 同一の事業者として支援金を二重に受給するなど、その他市長が不適正と認めるときは、支援金の返還を行います。

表面で申請する「軽自動車」とは、  
こちらに該当するものに限りです。

【参考：車両区分について】道路運送車両法に基づき、運輸局に提出しているものに準じます。

区分	普通自動車		小型自動車		軽自動車		
	4輪以上	4輪以上	3輪	2輪	3輪以上	2輪	
構造	車輪	4輪以上	4輪以上	3輪	2輪	3輪以上	2輪
	長さ(m)	小型自動車より大きいもの	4.7以下	3輪の軽自動車より大きいもの	2輪の軽自動車より大きいもの	3.4以下	2.5以下
	幅(m)		1.7以下			1.48以下	1.3以下
	高さ(m)		2.0以下			2.0以下	2.0以下
エンジンの総排気量(cc)※	同上	660をこえ 2,000以下	660をこえる	250をこえる	660以下	125をこえ 250以下	

※ディーゼルエンジンの場合は排気量の適用はありません。

※牽引車（トラクター）については「普通自動車」として計上します。

※被牽引車（トレーラー）については計上しません。

# 申請書の記載方法 その②表面


高槻市より支援金のご案内の通知を受け取られた方で、申請書右上に「**運新**」とあるもの

ここがポイント

**【普通・牽引車および小型自動車】**  
台数は運輸局にて確認済みです。  
(変更はできません)  
⇒車検証等は不要

**【軽自動車】※該当の方のみ** 詳細は9ページ添付書類の貨物軽自動車運送事業経営届出書の台数を超えての申請はできません。  
⇒申請台数分の軽自動車の車検証または軽自動車届出済証の写し必須

記入例



運新

999999

この文書は令和4年11月1日現在、高槻市内の事業所について貨物運送業の認可を取扱われている事業者様にお送りしています。支援金の支給を希望される場合は  
受付期間：令和4年11月30日(水)

修正あれば同封のご案内の裏面に参考に  
加筆・必要書類を添付してください。

様式第1-2号(第4条関係)  
高槻市運送事業者物価高騰対策支援金交付申請書

令和 年 月 日

申請者 高槻市桃園町〇〇-〇  
株式会社高槻運送  
代表者 高槻 太郎

代表者印  
代表者の生年月日(西暦) 年 月 日

この例では  
①200,000円+②0円+③20,000円+④100,000円

1 交付申請額 **320,000 円** (①~④の合計金額を記入して申請内訳(※申請書裏面に記載)に記載)

車両区分	普通・牽引車 (4万円/台)	小型自動車 (2万円/台)	軽自動車 (2万円/台)	基本支援額
台数	5台	0台	1台	
支援金	① 200,000円	② 0円	③ 20,000円	④ 100,000円

※令和4年11月1日時点で高槻市内に登録されている台数を

①普通・牽引車および②小型自動車の台数は印字済み(添付資料は不要)

【法人のみ】(個人事業主は空欄)  
法人の場合、資本金 **3億円以下** または  
常時雇用する従業員数 **300人以下**が対象

2 申請者情報

法人番号(法人のみ)	9999-99-9999999	設立日	H20年4月1日
資本金(法人のみ)	10,000,000円	従業員数	100人
ご担当者名(カタカナ)	総務課 ヤマダ	電話番号	072-000-0000

3 支援金振込先(必ず裏面に通帳等の写しを貼付してください)

令和4年度 振込先口座			
金融機関名	支店名	分類	口座番号(右詰めでお書きください)
金融機関コード	支店コード	1 普通 2 当座 3 その他	
口座名義(カタカナ)	※ 口座名義が法人名または代表者名と異なる場合は、以下の欄に代表者が署名・押印(認印)してください。		
上記口座に振り込むことを承諾します。(代表者役職・氏名)			

(市外機関) ※記入しないでください。

確認	バ登録	変更内容	住・名・番 口座・他	入力済	不備箇所	印・口座・他	連絡日	不在・不通	完了
----	-----	------	---------------	-----	------	--------	-----	-------	----



# 申請書の記載方法 その②裏面

ここが  
ポイント

【該当の方】  
表面 1 交付申請額で軽自動車台数と  
合うように資料を添付してください。

ここが  
ポイント

表面 3 に記載の口座と相違ないもので  
通帳の表紙をめくった最初のページを  
貼付してください。  
振込エラー防止のため、必ず確認して  
ください。

【申請書送付先】

〒569-0067  
高槻市桃園町2-1

高槻市 街にぎわい部 産業振興課  
運送事業者支援担当

- 4 添付資料
- (1) 貨物軽自動車運送事業経営届出書（控）【1 交付申請額の内訳で、軽自動車の台数を記入した場合のみ】
  - (2) 軽自動車の車検証の写しまたは軽自動車届出済証の写し【台数分】（1 交付申請額の内訳で、軽自動車の台数を記入した場合のみ）
  - (3) 通帳等の写し（3 支援金振込先で②を選択した場合のみ）
- ！必ず通帳等の写しを貼付してください。

表面で「軽自動車」を申請する場合は、  
(1)(2)を必ず添付してください。

※通帳等のコピー貼り付け欄（通帳は、表紙をめくった最初のページをコピーし貼り付けてください）

こちらを必ず貼付！！

貼付欄

## 誓約事項

- 1 高槻市運送事業者物価高騰対策支援金交付要綱を遵守します。
- 2 申請日現在、高槻市内で事業を継続して行っており、今後も事業継続を図ります。
- 3 令和4年11月30日までに、市内で運送業を営むために必要な許可または届出を行っています。
- 4 申請台数は、令和4年11月1日現在（11月2日以降の新規事業者は申請日時点）で運輸局に登録されている台数です。その他当申請書に記載の申請内容に偽りはありません。
- 5 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等（以下「代表者等」という。）が、高槻市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 6 上記5のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにそのことを市に届け出ることが必要となった場合には、高槻市が求める必要な情報及び資料（法人の役員名簿等）を提出すること、及び要綱第9条並びに第10条に基づき、支援金の返還が必要となる場合があります。
- 7 調査等の結果、上記5のいずれかに該当することが判明した場合は、要綱第9条に基づき、支援金の返還を行います。
- 8 高槻市に提出した資料等を、市が大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴取する場合があります。
- 9 同一の事業者として支援金を二重に受給するなど、その他市長が不適正と認めるときは、支援金の返還を行います。

表面で申請する「軽自動車」とは、  
こちらに該当するものに限りです。

【参考：車両区分について】道路運送車両法に基づき、運輸局に提出しているものに準じます。

区分	普通自動車		小型自動車		軽自動車	
	4輪以上	4輪以上	3輪	2輪	3輪以上	2輪
構造	長さ(m)	4.7以下	3輪の軽自動車より大きいもの	2輪の軽自動車より大きいもの	3.4以下	2.5以下
	幅(m)	1.7以下	2.0以下	2.0以下	1.48以下	1.3以下
	高さ(m)	2.0以下	2.0以下	2.0以下	2.0以下	2.0以下
エンジンの総排気量(cc)※	同上	660をこえ、2,000以下	660をこえ、こえる	250をこえる	660以下	125をこえ、250以下

※ディーゼルエンジンの場合は排気量の適用なし

※牽引車（トラクター）については「普通自動車」として計上します。

※被牽引車（トレーラー）については計上しません。

# 追加支援の軽自動車を申請される方 必要書類①

添付書類として、「貨物軽自動車運送事業 経営届出書控」の写しが必要です。

ここが  
ポイント

**令和4年11月1日時点で最新のものを出してください。**

※令和4年11月2日～30日に新規開業の事業者は最新のものを出してください。

ここが  
ポイント

**届出書の車両台数を超えての申請はできません。対象車両は高槻市内の事業所で保有するものに限りです。**

**別途、申請台数分の車検証・軽自動車届出済証の写しが必要です。**

様式1 届出日 平成 年 月 日

運輸局 運輸支局長 殿

貨物軽自動車運送事業経営届出書

今般、貨物軽自動車運送事業を営むので、貨物軽自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

氏名又は名称並びに代表者の氏名及び住所(主たる事業所)	開始予定日	平成 年 月 日
ふりがな		
氏名又は名称 (主たる事業所の名称)	(通称名: )	印
代表者氏名		
住所 (主たる事業所の住所)		
電話番号		
事業計画の内容(住所と同じ場合は、口欄にチェックを入れる)		
営業所名	営業所の名称及び位置	<input type="checkbox"/> 住所に同じ
事業用自動車の種別ごとの数		
車両数	乗車定員及び最大積載量	車両数
軽(普通)	両 名 kg	軽(軽艇)
		両 名 二輪
		両 名
自動車庫の位置及び収容能力		
位置	事業所からの距離	収容能力
	m	m <sup>2</sup>
乗務員の休憩又は睡眠のための位置及び収容能力		
位置		収容能力
		m <sup>2</sup>
<input type="checkbox"/> 住所に同じ		
運送約款(該当する口欄にチェックを入れる)		
<input type="checkbox"/> 標準貨物軽自動車運送約款(平成15年国土交通省令第171号)		
<input type="checkbox"/> 標準貨物軽自動車引越運送約款(平成15年国土交通省告示第172号)		
<input type="checkbox"/> その他運送約款		
運行管理体制を記した書面		
所属営業所名	運行管理の責任者氏名	
宣誓書		
<input type="checkbox"/> 届出にかかる自動車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。		
<input type="checkbox"/> 届出にかかる自動車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。		
平成 年 月 日		
住所	氏名	
	(名称)	
	印	

# 追加支援の軽自動車を申請される方 必要書類②

**申請台数分の「自動車検査証」または「軽自動車届出済証」の写しが必要です。**

自動車検査証等が確認できないと、追加支援対象の車両とみなされません。

**ここがポイント**

**対象車両は令和11月1日時点で、高槻市内の事業所で保有するものに限りです。**  
 ※令和4年11月2日～30日に新規開業の事業者は申請日時点



軽自動車届出済証		車両番号	
令和〇年〇月〇日 近畿運輸局大阪運輸支局長		車名及び型式	型
使用者の氏名又は名称 株式会社高槻商事		車台番号	
住所 高槻市桃園町〇〇〇〇		原動機の型式	型
所有者の氏名又は名称 使用者に同じ		乗車定員	人 最大積載量 kg
住所 使用者住所に同じ		自家用 の別	自家用 ・ 事業用
使用の本拠の位置 使用者住所に同じ		事業用	
		用途の区分	
		備考	

	問	回答
①	業種の制限はありますか？	道路貨物運送業または事業者（他者の需要に応じて、有償で自動車を使用して貨物を運送する事業）の方が対象です。
②	「貨物自動車運送事業」とは？	貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定されている「貨物自動車運送事業」です。  ①一般貨物自動車運送事業 ②特定貨物自動車運送事業 ③貨物軽自動車運送事業
③	申請者の住所や本社が市外の場合も申請できますか？	高槻市内に、要件を満たす営業所と車両を有していれば、申請者の住所や会社の本社所在地が市外でも申請できます。逆に、住所や本社所在地が市内でも、営業所が市外である場合は、対象となりません。
④	市内と市外に営業所が複数あります。市外事業所の車両も、追加支援の対象になりますか？	なりません。追加支援の対象は、高槻市内の営業所に保有されている車両のみです。

	問	回答
⑤	1事業主（1法人）で、高槻市内で複数の営業所があります。営業所ごとに申請できるのですか？	申請は、1事業者につき1回のみです。1つの申請に、複数営業所（市内分）の内容をまとめて申請してください。
⑥	対象車両を保有する「営業所」とは？	配車業務などの運送事業管理を行う場所で、運送業許可申請・届出の際に登録している場所です。
⑦	自己（自社）の所有でない車両も対象となりますか？	リース契約をしているものなど、使用権利や補修義務が申請者にあることが認められる場合は、対象となります。契約期間も短く、保守・修繕についても所有者が行うレンタカーについては対象となりません。
⑧	申請後、給付までの手続きはどうなりますか？	市で申請内容の審査を行い、交付が決定した場合、に指定の口座に給付金を振り込みます。 <b>約4週間程かかります。</b> 交付決定の通知は行いませんので振込にてご確認ください。決定通知が必要な場合は別途申請が必要です。